

令和元年度市内小学校教育システム賃貸借に係る条件付一般競争入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告を行う。

令和元年 5 月 31 日

有田市長 望月 良男

記

1 入札対象事項

- 件名：市内小学校教育システム賃貸借
納入場所：市内各小学校
予定価格：非公表
概要：別紙「令和元年度市内小学校教育システム賃貸借仕様書」のとおり
開札日時：令和元年 6 月 26 日（水） 午前 11 時 45 分

2 入札参加資格要件

次の各号のすべての要件に該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 次のアもしくはイのいずれかに該当する者であること。

ア 過去に有田市が発注する教育用コンピューターの指名競争入札に参加した実績のある者であること。

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降において、国又は地方公共団体若しくは学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定されている法人をいう。）が運営する小・中学校に対する教育用コンピューター（1 契約でパーソナルコンピューター（サーバ・タブレット機器を含む。）が 400 台以上の規模）の機器納入及びネットワーク構築にかかる業務を元請で受注した実績がある者（ただし、ファイナンスリース会社は除く。）であること。

- (4) 本件の調達物品について、発注者と受注者または発注者と受注者が選定するファイナンスリース会社（発注者、受注者及びファイナンスリース会社の 3 者でも可）で賃貸借契約を締結することが可能であること。
- (5) 本件の調達物品についての保守、点検、修理等の役務の提供を発注者の依頼に対し迅速に対応することが可能な者であり、かつ当該役務の提供を行うことができる拠点^(注)を発注者の依頼時から 2 時間以内に依頼先に到着することができる場所に有する者であること。

(注) 受注者の協力会社の有する拠点でも可とする。ただし、その場合、当該協力会社は、1 契約で第 3 項第 2 号イに示す規模以上の機器について、保守業務を受託した実績がある者であること。

3 仕様書の配布について

仕様書の配布を希望するものは、令和元年6月10日までの平日の各日午前9時から午後4時までの間に、第5項第1号イに記載の場所まで、CD-Rのブランクメディアを1枚持参すること。

なお、明らかに第2項に示す入札参加資格を有しない者と判断した者には仕様書の配布を行わない。

また、配布した仕様書については、本入札に参加するための協力会社を除き、第三者に再配布することを禁止する。さらに、当該入札に係る落札者が決定次第、速やかにそのデータ（再配布した先のデータを含む。）及びメディアを廃棄すること。

4 入札条件

- (1) 入札者は、入札書を作成して、記名押印のうえ、指定された到着期限までに郵送にて提出しなければならない。なお、持参での提出は認めない。
- (2) 入札は総価においてすること。
- (3) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書を郵送した後は、入札書の差替、撤回をすることはできない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、郵送後108分の100に相当する金額になっていない等の理由による入札書の無効の申し出は認めない。

5 入札等

(1) 入札書等の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和元年6月25日（火）まで

イ 提出先 〒649-0392 有田市箕島50番地
有田市役所経営管理部総務課管財係 宛て

ウ 提出方法

任意の封筒（長形3号封筒もしくは角形2号封筒）に入札書及び入札参加資格要件を満たすことを証する書類^(注)（第2項第3号アに該当する者は入札書のみで可）を封入し、一般（もしくは簡易）書留郵便で、次の宛先まで郵送すること。

なお、封筒の表面に「市内小学校教育システム貸借に係る入札書在中」と記入（朱書）し、封筒の表裏のいずれかに、入札者の住所及び商号又は名称を記入すること。

(注) 入札参加資格要件を満たすことを証する書類とは、第2項第3号イに示す実績を証する契約書及び仕様書等の写しとする。ファイナンスリース会社を通じて納入を行っている場合においては、その経過が明らかとなる資料を併せて添付すること。なお、契約の相手方がわからない書類については実績とみなさないのので、提示する契約書の契約者（ただし、国及び地方公共団体等で、秘

匿する必要がないと判断される場合を除く。)に対し、本件入札にて写しを提出することの了承を得ておくこと。了承を得ていないことから生じる紛争が生じた場合について、発注者は、一切その責を負わない。なお、提出された資料について、発注者は、本入札における入札参加資格審査にのみ使用し、法令に基づく場合を除き、第三者に公開することはしない。

※(株)日本郵便の一般(簡易)書留郵便の記録で、提出期限の日までに箕島郵便局に到着したものは期限内に到着したものとみなします。

ただし、開札日時までに、その郵便物が市に引き渡されなかった場合を除きます。この場合において、市は、その損害について一切の責任を負わないものとします。

(郵便物の受領について)

有田市役所に送付される郵便物は、毎市庁舎開庁日の午前中に受領いたします(速達等一部の郵便物を除く。)。よって、提出期限の日(箕島郵便局)に到着した郵便物については、開札日当日の午前中に受領することになります。

上記の方法以外の方法で提出された入札書は、第8項第8号により無効とします。

6 仕様等に関する質疑

- (1) 提出期間 令和元年6月11日(火)から令和元年6月14日(金)までの3日間
ただし、最終日は午後4時までとする。
- (2) 提出方法 質問書を直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
(直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)
なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、(3)の提出場所に到着の電話をすること。
- (3) 提出場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750 (管財係直通)
F A X 0737-82-1725
e-mail somu@city.arida.lg.jp
- (4) 回答日 令和元年6月18日(火曜日)
- (5) 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ
(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載する。

7 入札の延期又は取り止め等

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

8 入札の無効 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

- (2) 指定された到着期限までに提出場所に到達しなかった入札
- (3) 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (4) 明らかに連合その他不正な行為によってされたと認められる入札
- (5) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 金額を訂正した入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭な入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札等に関する事項

- (1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和元年6月26日（水）午前11時45分

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所 3階 第1会議室

- (2) 入札参加資格審査について

本入札は、開札後に入札参加資格審査を行う。予定価格の制限内で最低の価格をもって有効な入札をした者から入札参加資格審査を行う。なお、対象者から追加の資料の提出を求められることがあるので、当該者は速やかに対応すること。対応できない場合は、入札参加資格を有しないものと決定することがある。

- (3) 落札業者について

落札業者決定予定日 令和元年6月27日（木）

- (4) 入札結果の公表

落札決定の翌日予定

- (5) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ

(<https://www.city.arida.lg.jp/>) 内に掲載する。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格を有し、かつ予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじをひかせて落札者を決定する。くじを行う日時場所については、別途通知する。なお、該当者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

11 その他必要な事項

- (1) 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日午後4時までに、入札額明細書を入札執行者に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前号に規定する期間内に入札額明細書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。